

○ 財務省告示第十三号
平成二十七年十二月七日施行
条件等を次のとおり告示する。
國庫短期財務証券（五百七十四回）
に於ける規則は、平成十一年政府短期証券の規定に基づき、平成十三号
より告示する。

行 二 令
二 十 六 号
条 件 政 府
成 二 十 七 資 金 調 達 事 務 取 扱
二 十 八 年 十 二 月 七 日 に 発 行 し た
年 一 月 一 条 第 十 三 号
月 四 十 四 日 に 発 行 す る。

の 法 発 号 名 称 及 び 記
條 律 發 行 の 项 及 び 根 そ 拠
項 及 び 根 そ 拠

四 発 行 方 法
三 用 振 替 法 の 適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ下競争は受けけるも日本銀行の規
も加、と行「といたゞく」に付けるものとし。
の者財同「といふ」競争て行とし。
にご務時「いふ」競争して行とし。
よと大に「いふ」競争して行とし。
るに臣行「以下札わする」の規
行募各れ及「価」とる。そ規
へ限国るび「価」とる。そ規
以度債入価格競い入の定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 八 三 四 四 万 万 千 千 兆 円 八 七 七 四 千 百 百 千 五 四 円 六 百 十 十 一 円 五 一 億 億 六 八 千 千 四 三 百 三 七 三 十 万	額 千 額 面 万 面 金 圓 金 額 額 で で 三 四 千 兆 七 四 百 千 四 五 百 四 七 四 十 億 十 二	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九							
払 込 期 日	者 札 参 加	入 所 支 払	場 金 金 額	元 還 期 限	償 入 期 發	行 ・ 札 格 競 競	非 別 格 I	者 債 債 加	特 債 市 場	国 債 市 加	入 札 發 競	価 格 價 格	発 行 競 格	振 替 單 位
平 成 二 十 七 年 十 二 月 七 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 支 付 け き に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円	額 面 金 額 を き は 還 年 、 期 つ 。 そ き の 翌 營 業 業 日 に	償 還 入 期 限 償 入 札 格 競 競 I	當 た だ し と 八 年 三 月 十 四 日 に	平 成 大 額 百 上 百 円 に そ れ ぞ れ 百 円 一 錢	成 功 別 債 債 加 場 市 場 格 格 加 場 市 競 格	平 成 二十 七 年 十 二 月 七 日	す る 。 整 數 又 は 規 定 に 金 額 は よ る 最 振 低 替 も 額 の 面 座 と 金 簿					